# 税理士法人 中山会計グループ 新型コロナウィルス対策マニュアル

## 1. 目的

弊社に勤務する全ての使用人および社員、並びに株式会社中山パートナーズ保険舎の職員 (以下「職員等」という)は、本人及び家族の健康を守り、非常に困難な状況にあるお客様 を支える経営支援サービスを継続的かつ安定的に提供するために、このマニュアルを遵守 して行動するものとする。

# 2. 勤務時の行動ガイダンス

検温

出社時には、会社の用意する非接触式の体温計で体温を計測すること。なお、非接触体 温計は会社が準備する。

● 手洗いと消毒

出退社時及び出張等からの帰社時には入念な手洗いと手指の消毒を励行すること。

● マスクの着用

勤務時間を通じて、基本的にマスクを着用のこと。マスクは会社が支給する。

● 換気

勤務時間中を通じて、概ね30分にいちど社内スタッフルームの換気を行うこと。

● ソーシャル・ディスタンス

会議・打ち合わせその他でスタッフが集合する際には、両手を伸ばして触れ合わない感 覚 (概ね2メートル)をとること。

● リモート・コミュニケーション

お客様との打ち合わせ等は、できる限り電話やメール、Webなどを活用して行うこと。

#### 3. 体調不良時

毎朝就社前に体温計を10分以上腋窩に挿入し測定すること。出社前および出社時に体温が37.0度を超えた場合には、出社を認めない。その場合、当日を含め4日間自宅待機とする。自宅待機の期間中37.0度以上の発熱を2日以上継続する場合は、医療機関を受診すること。吐き気、下痢、悪寒、嗅覚障害などの体調不良があるときも同様とする。

発熱が2日間無いことおよび体調不良が十分に回復するまでは出社は認めない。

4. 感染者および感染懸念者などと接触した場合

接触事実が判明したときは直ちに弊社グループ感染症対策担当者(以下「担当者」という) に申し出、以下に示す事例に従った行動をとること。

A. 感染者との濃厚接触を懸念される者もしくは感染を懸念される者と、濃厚接触した場合 直ちに担当者に報告するとともに帰宅し、直ちに在宅勤務とする。

被接触者の新型コロナウィルス肺炎の陰性が判明するまでは在宅勤務を続ける。 被接触者が新型コロナウィルス肺炎陽性と判明した場合は、次項 B に従う。

B. 感染者と濃厚接触したことが判明した場合

直ちに帰宅し、14日間自宅静養すること。

静養中に体調の不良があった場合は直ちに帰国者・接触者相談センターに連絡し指示

を仰ぎその結果を担当者に報告すること。

C. 感染した場合

管轄する保健所その他の指導に従う。

なお、在宅勤務および自宅静養の場合においては家庭内感染を起こさぬよう細心の注意を 払うものとする。

また、上記 A·B いずれのケースにおいても、担当者は対象職員等の接触した可能性のある建物並びに車両などの消毒を行う。

5. 在宅勤務・自宅静養時の給与の支払い

在宅勤務、自宅療養については別に定める特別休暇規定に基づいて給与を支払う。 また、感染時の医療機関入院時などについては、雇用系欲における傷病休暇を準用するもの とする。

6. その他

このマニュアルにない事象が発生した場合は、労使双方善意を以て協力して協議する。

## 7. 用語

● 濃厚接触

感染者と概ね2メートル以内で数分間\*以上接触していた場合をいう

● 在宅勤務

会社の指示により、必要な資料を自宅に持ち帰り、所定の時間を自宅で勤務すること。 勤務時間帯や条件などについては就業規則その他に準じるが、柔軟に対処するものと する。なお、勤務の報告は携帯電話やパーソナルコンピュータなどを使用して行う。

● 自宅静養

会社の指示に従い、所定の日数を自宅で過ごし、体調を観察すること。なお、この期間は、自宅療養者は不要不急の外出を控え、体調維持と家庭内外の感染防止に努めなければいけない。

当マニュアルは、令和2年4月6日をもって発効し、1年間有効とする。必要があるとき、当マニュアルの有効期間は適宜延長する。

令和2年4月6日

税理士法人中山会計 代表社員 中山雅人

脚注 \*短時は1~2分とされています。